

家族信託専門士・コーディネーター フォロー研修

第29回

公開：2024年12月

本研修のスケジュール

開始	終了	内容	担当	
13:30	13:35	0:05	オリエンテーション	事務局
13:35	14:15	0:40	I : 金融機関からみた民事信託の課題	三井住友信託銀行専門理事 中央大学研究開発機構教授 八谷 博喜 様
14:15	14:45	0:30	II : 民事信託サポートシステム「信託の蔵人（クワト）」について	三井住友信託銀行 人生100年応援部 審議役 吉野 誠 様
14:45	14:55	0:10	休憩	
14:55	16:20	0:85	III : 公証人からみた家族信託の“常識と非常識”	千葉公証役場 公証人 小宮山 茂樹 様
16:20	16:30	0:10	全体質疑応答	

I : 金融機関から見た民事信託の課題

本PPTは、拙稿「信託銀行の視点から見た専門家による民事信託の支援の必要性」
信託フォーラムVOL.19 2023年4月をもとに作成しています。

三井住友信託銀行専門理事
中央大学研究開発機構教授

八谷 博喜

【目次】

- 1) 民事信託の担い手の動向（担い手の分布とその趨勢）**
- 2) 民事信託の制度的な課題**
- 3) 民事信託の実務的な課題**
- 4) 民事信託の担い手である資格者専門職の支援**

1) 民事信託の担い手の動向 (担い手の分布とその趨勢)

1. 担い手 (資格者専門職) の割合

信託公正証書の作成件数
4,434件 (令和5年)

三井住友信託 (以下、SMTB) 行内調査
申込累計4,500件超の信託口座利用申込のうち、
71% : 司法書士
13% : 弁護士
以下 : 税理士、行政書士

最近は弁護士からの持込、個別相談、SMTB主催実務家支援セミナーへの参加が急増

2. 民事信託の分類

大半 : 高齢者の財産管理における成年後見の代替および遺言の代替を目的とする
福祉型の信託

複雑な事業承継や運用に関する信託は少数であるが増加可能性あり。

2) 民事信託の制度的な課題

1. 受託者の資質
2. 受託者の監視・監督（専門家による支援の必要性）
3. 分別管理可能な銀行口座（分別管理可能な口座）

3) 民事信託の実務的な課題

1. 受託者義務の任意法規化と受託者主導型信託の出現
2. 受託者の事務遂行義務
3. 信託期間、信託終了時の支援
4. 受託者の監視、監督
5. 成年後見制度との関係
6. 福祉型信託における成年後見制度の併用

4) 民事信託の担い手である資格者専門職の支援（理解すべき基本的な事項）

民事信託の制度的・実務的課題を払拭するために、信託組成に關与する資格者専門職が、**締結する信託契約書の説明に留まらず、信託法上の受託者義務、信託法の規定と異なる内容の信託行為を規定する場合にはその信託行為と信託法上の関係**について、法律専門家としての高度な説明責任が求められる。よって専門家が理解しておくべきこととして、

1. 民事信託の課題・本質の理解

- ①民事信託は、日常的な売買等とは違い、当事者のみでの信託の設定や設定後に適切な運営をすることはできないこと
- ②受託者は、民法全般との整合性を図りつつ、緩和も一部可能ではあるものの信託財産の管理・処分を信託銀行等のプロと同じように行わなければならない、善管注意義務、分別義務、忠実義務等をしっかり果たさなければならないこと
- ③帳簿の作成や保管の義務、契約書の保管の義務、受益者への報告義務があり、家族間における信託といえども他の信託と何ら変わりはないこと
- ④現行信託法は任意法規化されたが、受託者義務の緩和には限界があること

信託は、委託者が信託目的を定めて受託者に財産を移転（帰属）させ、受託者がその財産を管理処分するものである。信託法によって法的帰属（受託者）と経済的利用可能性（受益者）との分離が実体法上承認されており、民法とは異なる特質がある。この特質により信託において民法上の完全権たる所有権に信託目的による一定の債権的拘束を加えることができる。よって信託財産は一定の目的拘束的特別財産といえる。最も重要な原則は信託財産の経済的利益は受益者に帰属し、原則的に受託者に帰属してはならない。この点について、実務上民事信託と商事信託の間に大きな違いがある。民事信託は、受託者が帰属権利者になる場合が多く、委託者兼受益者と利益相反が潜在的に生じていることが多い。

2. 民法（遺留分）、成年後見 の理解

信託法は、信託制度の基本となる実体法であり、
「民事実定法の基本をなす民法その他の民事法全般との整合性を図ることはもちろんのこと、
民事手続法（民事訴訟法、民事執行法など）や倒産法法制との整合性にも十分配慮した法制とすべきことは言うまでもない。」とされる。

当社では、遺留分の侵害が明らかであるものに対して信託口座の提供は原則していない。

実務家の一部で信託行為には民法の遺留分規定の適用はないとの意見もあるが、

信託行為には民法の遺留分規定の適用がある

とする考え方が主流であり争いはない。

民事信託と成年後見制度の目的、保護範囲についての理解を深め、委託者（本人）に対して適切なアドバイスをする必要がある。

民事信託の組成においては、他の財産管理制度との比較や併用も視野に入れる必要がある。

3. 受託者義務の理解とその説明義務

契約締結時、信託期間、信託終了時における**受託者義務**について、

- ・ 法律知識のない一般の家族の受託者が理解できるような信託の組成、契約書の作成
- ・ 契約当事者へ理解させること

契約書の作成においては、ドラフトの作成者（提示）としてではなく、委託者の意向を汲み取った形での契約書の作成

どの条項が信託法によるデフォルトルールで、どの条項が別段の定めによる任意規定であるかについて十分に説明しなければならない。

委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の組成を行い、委託者の保護に欠けることのないようにするための視点

<参考> ~信託業法における受託者の 引受時の 行為準則からの視点~

民事信託は信託業法による規制を受けないことから信託業法における「引受時の行為準則」とは一概に比較はできないが、担い手としての資格者専門職に求められるものを考えるにあたり、受託者が注意すべき基本的な点についてその内容が網羅されており、民事信託の支援を行う担い手にとって大変参考になると思われる。

「引受時の行為準則」 (信託業法 24条 -26条)

- ① 委託者に対し虚偽のことを告げる行為の禁止 (信託業法24条1項1号)
- ② 委託者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為の禁止 (同条同項2号)
- ③ 委託者の知識、経験、財産の状況及び信託契約を締結する目的に照らして適切な信託の引受けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない (同条2項)
- ④ 信託の目的、信託財産に関する事項、受益者に関する事項についての説明義務 (同法25条本文)
- ⑤ 契約締結時の書面交付義務 (同法26条) が規定されており、書面により16項目の説明を要する。

Ⅱ：民事信託サポートシステム 「信託の蔵人（クラウド）」について

三井住友信託銀行
人生100年応援部 審議役

吉野 誠 様



民事信託受託者を支援するシステム ～受託者をサポートする皆様による活用～

2024年12月6日(金)

三井住友信託銀行人生100年応援部 審議役
中央大学研究開発機構 客員研究員 吉野 誠

0. はじめに 民事信託サポートシステム信託の蔵人(クラウド)のご紹介

信託受託者が義務を負っている主な信託事務

(未作成・未提出・虚偽報告には罰則がある重要な義務です)

信託帳簿の作成



信託財産に関する帳簿(信託帳簿)の作成

(信託法第37条第1項)

受益者への報告



財産状況開示資料(信託財産状況報告書)の作成と報告

(信託法第37条第2項・3項)

税務署への報告



信託の計算書の提出

(所得税法第227条、収益の合計が3万円以下の場合等は提出不要)

三井住友信託銀行が解決策をご提案します

※この他、信託受益権の移転や信託終了で信託財産が移転した場合は「信託の調書」(相続税法第59条第3項)のご提出が必要です。

三井住友信託銀行で信託口座を保有するお客さま限定

ご利用は
無料です

民事信託サポートシステム 信託の蔵人(クラウド)

- 本システムのご利用で、日々の入出金や臨時費用の支払い等、信託口座のお金の出入りを一元管理できます。
- また、信託契約書や家族関係図、領収書・レシートなどの書類を電子データでクラウドに保存することができます。
- ご登録いただいた内容は、信託財産の一覧や年間収支をまとめて表示することができるので、信託財産に関する帳簿や報告書の作成にご活用いただけます。但し、簡易なシステムですので受益者の税務申告等には活用いただけません。

0. はじめに 信託事務の遂行によりシステムに情報が蓄積、信託受託者の支援が効率的に！

信託契約書の登録



入出金・売買登録



信託帳簿の作成



受益者への報告



税務署への報告



信託受託者によるビジター登録により
受託者のサポートが
より効率的に行えます！

信託事務の遂行により
システムに情報が蓄積



信託受託者 信託の蔵人(クラウド) 士業の皆さま



①受託者の管理状況をモニタリングできます

信託受託者 信託の蔵人(クラウド) 士業の皆さま



②Web会議でも、同じ画面を見ながら会話できます

信託の蔵人(クラウド) 士業の皆さま



③各信託受託者の支援がより効率的に行えます

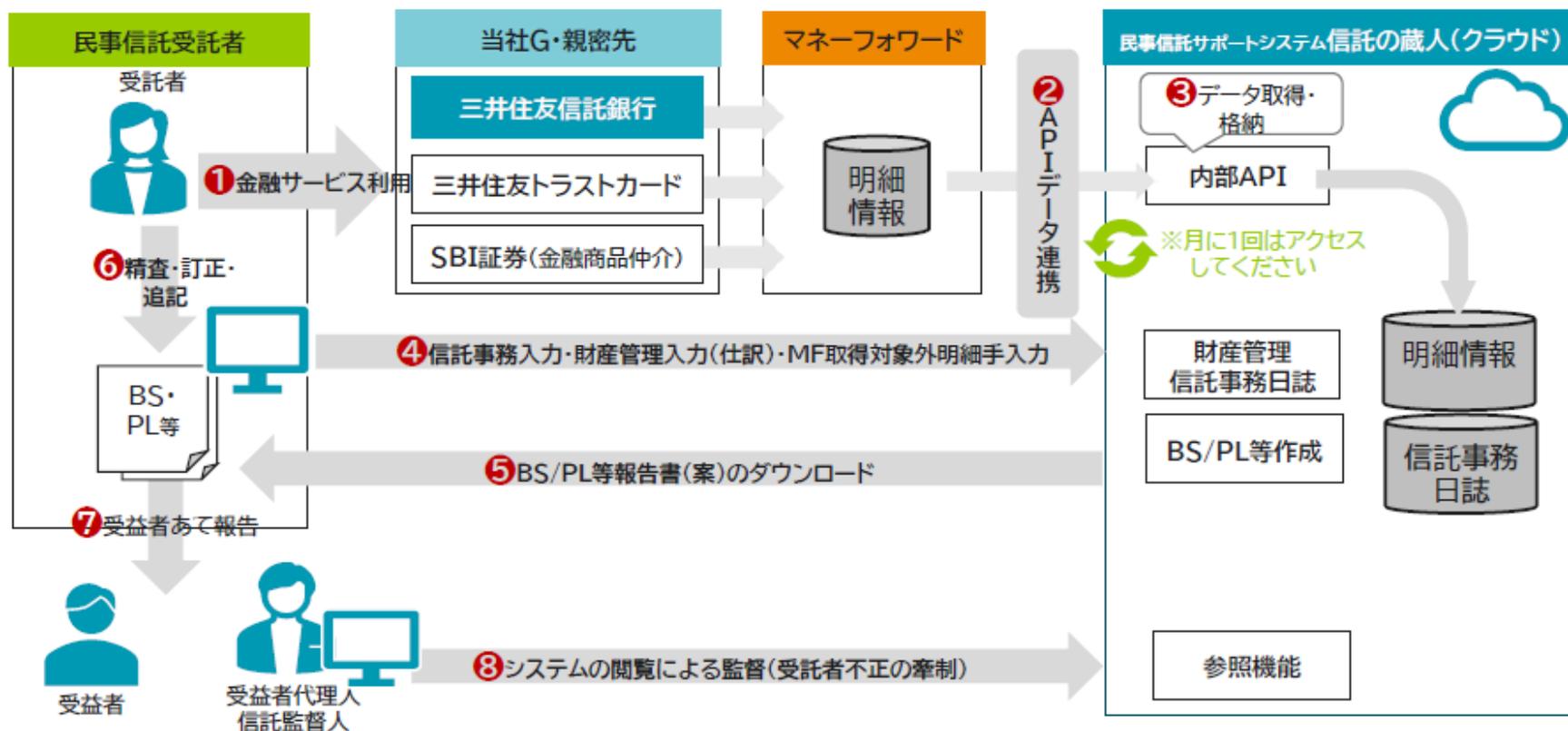
内容

- I. 民事信託ポータルシステム「信託の蔵人(クラウド)」の概要①②
- II. トップ画面(PC・スマートフォン)
- III. 基本情報の登録①②
- IV. 信託関係人の登録①②③
- V. 当初信託財産の登録①②③④
- VI. 口座連携(入出金の管理の前に)
- VII. 入出金の管理(取引の仕訳) ①②③④
- VIII. 信託財産状況報告書(参考資料)の作成
- IX. 信託の計算書(参考資料)の作成
- X. お願い 信託口座の開設について

※「家族信託」は家族信託普及協会様が商標登録されているため、当社では通常「民事信託」を使っております。

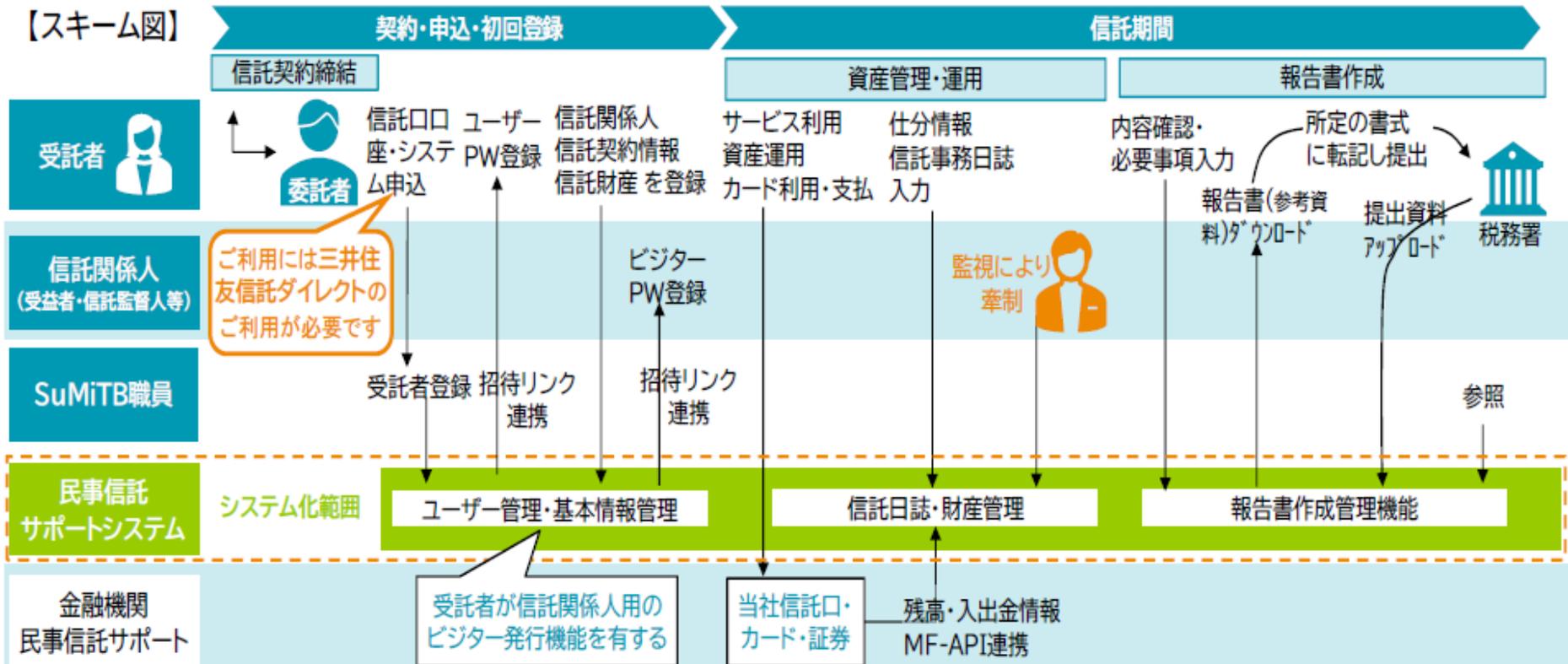
I. 民事信託サポートシステム「信託の蔵人(クラウド)」の概要①

- 民事信託では受託者の多くは一般人であり信託に関する知識がなく、財産管理知識の不足や受託者義務に対する意識の希薄さから、信託が適正に管理されていない懸念があります。そこで当社ノウハウ・IT(APIデータ連携)活用により、健全な民事信託の発展の要諦である「信託財産管理」を支援するWEBシステム(SaaS)を提供するものです。
- 民事信託受託者は本システムを利用することで、当社の民事信託サポートで提供しているサービス(当社信託口座・トラストカード等)の残高・入出金情報を集約・管理し、財産状況報告書(BS/PL:参考資料)等を作成することができます。



I. 民事信託サポートシステム「信託の蔵人(クラウド)」の概要②

- 【契約・申込・初回登録】 信託口座開設時にシステムの利用申込 ⇒招待メールでユーザーパスワード(PW)を登録
信託契約書の情報(信託目的・信託関係人・信託財産等)を登録 ⇒ビジターがPW登録・閲覧
 - 【入出金登録・資産管理】 信託口座等をAPI連携。連携された入出金データに「売買」「費用支払」等記録(仕分)し管理
 - 【財産状況報告書等作成】 入出金等の蓄積情報をBS/PL化、財産状況報告書(参考資料)・信託の計算書(参考資料)作成
- ※ご利用に当たっては、当社の信託口座と三井住友信託ダイレクト(インターネット・バンキング)のご利用が必要です。



Ⅱ. トップ画面(PC・スマートフォン)

- トップ画面の画面構成(次頁以降は、PCの画面でご紹介致します。)

「基本情報」「財産管理」「報告書・帳票」等を選択すると、各々画面の左部にサイドメニューを表示します。

アイコン押下でアカウント情報の設定変更・操作マニュアル・お問い合わせ・利用規約の確認ができます。

ユーザーアイコン

「基本情報」「財産管理」「報告書・帳票」等を選択すると、各々画面の左部にサイドメニューを表示します。

MF-API連携の失敗などシステム入力・信託事務に関するリマインドです。読み終わったリマインドは「×」押下で削除できます。

お知らせ一覧

ご利用いただきたいイベント等をご連絡するお知らせです。

広告バナーエリア

当社より受託者にご利用いただきたいサービス等をご案内するバナーです。

カレンダー表示エリア

カレンダーへの新規登録、編集、削除ができます。カレンダー画面に移れば「新規登録」ボタンからも新規登録できます。

Ⅲ. 基本情報の登録①

- 【基本情報登録】 受託者のPW登録後、最初に信託契約書記載の情報(信託目的・委託者兼受益者・信託財産等)を登録

<契約書情報 画面>

1 参照画面の場合、「編集」ボタン押下で、編集画面を表示します。

2 未登録の場合、この編集画面が表示されます。信託契約書記載の通りに各項目を入力します。

「信託契約書情報」エリア：信託契約書(公正証書)に記載されている情報を登録するエリア。契約締結日、信託の目的、信託決算日は必ず入力してください。

「変更詳細」エリア：信託契約の変更発生日、対応理由を登録するエリア。

3 初期登録の場合も、「変更発生日」「対応理由」の入力が必要です。

4 「変更発生日」「対応理由」の入力後「保存」ボタンが押せるようになりますので、保存ボタン押下で登録編集を保存します。

三井住友信託銀行
TOP 基本情報 信託申請記録 財産管理 報告書・帳票 検索/ファイル検索

契約書情報

契約締結日* 2023/10/20

契約終了日 選択してください

信託の目的* 受託者(信託財産)の幸福な老後生活を支援するための資産不動産及び保有不動産を管理運用し、信託受益者の生活を維持できる

信託決算日* 毎年 12/31

給付日 毎月 15 特に定めている場合のみご記載ください

登録・変更詳細

登録・変更発生日* 2022/10/10

対応理由* 選択してください

キャンセル 保存

Ⅲ. 基本情報の登録②

- 【基本情報登録】「信託契約書」「家族関係図」をデータとして登録します。

1 「新規登録」ボタン押下で、登録編集スライドインを表示します。

2 信託契約日等のイベント発生日を入力します。

3 添付ファイルエリアで、「信託契約書」「家族関係図」の登録を行います。アップロードボタン押下で添付ファイルを登録します。

IV. 信託関係人の登録①

- 信託契約書に記載されている委託者兼受益者、帰属権利者、信託監督人等の信託関係人を登録します。
- 登録した信託関係人等については、このシステムをビジターとして閲覧できるようにする設定ができます。
- 「土業・その他」で信託関係人以外の土業の皆様についても登録と閲覧設定が可能です。
- 但し、ビジターのシステム利用要否は受託者自身でご判断頂きます。

三井住友信託銀行

トップ 基本情報 信託事務日誌 財産管理 報告書・帳票 ファイル検索

基本情報

契約書情報

信託関係人一覧

当初・追加信託

財産一覧

信託契約書一覧

契約書情報履歴

信託関係人一覧

信託関係人 ①

役別	氏名	
残余財産受益者、受託者		<input checked="" type="checkbox"/> ①
受益者、委託者		<input checked="" type="checkbox"/> ①
受益者代理人、帰属権利者		<input checked="" type="checkbox"/> ①

「新規登録」ボタン

+ 信託関係人登録

1 「新規登録」または「編集」ボタン押下で、詳細情報入力用ダイアログを表示。

「編集」ボタン

+ 土業・その他登録

役別	氏名	
弁護士	大谷 翔兵	<input checked="" type="checkbox"/> ①

IV. 信託関係人の登録②

- 信託関係人の役割を選択し、姓名を登録します。

<詳細情報入力用ダイアログ>

■ 基本情報

ログインID
未登録

信託関係人の総数選択* (3つまで)

委託者

受益者

受益者代理人

信託監督人

残余財産受益者

信託権利者

職務
入力してください

姓(漢字)* 名(漢字)
信託 花子

姓(カナ)* 名(カナ)
シンタク ハナコ

生年月日
1916/07/14

2 基本情報エリア:
信託関係人の情報を登録します。
※役割選択:
・対象の信託関係人が持つ役割を選択します。

・「受益者」を選択した場合、登録項目として「信託に関する権利」「受益権の割合」を追加表示します。

信託に関する権利
100%

受益権の割合
100%

カレンダーでの登録は100歳まで、それ以上は数字で登録してください

IV. 信託関係人の登録③

- 住所等を登録。メールアドレスはビジターの招待メール送付先として登録します。

3 住所エリア:
対象の信託関係人の住所を登録・編集します。

■ 住所

郵便番号
〒 156 - 0043

都道府県の選択
東京都

市区町村
世田谷区

番地
松原1-2-x

建物名など
入力してください

4 メールアドレス:
信託関係人をビジター登録(開発中)する場合は入力が必要です。

■ 連絡先

電話番号(自宅) 03-1234-1234 電話番号(携帯) 080-2134-1234
電話番号はハイフンを含む形で入力してください。
(入力例) 03-1234-5678, 090-1234-5678

メールアドレス
abcd@familytrust.com

■ 備考
入力してください

■ 登録・変更詳細

登録・変更発生日* 2022/10/10

対応理由* 選択してください

! ビジターにも見えてしまいますので、マイナンバー・医療情報等は入力しないでください。

5 「変更発生日」「対応理由」の入力後「保存」ボタンが押せるようになりますので、保存ボタン押下で登録・編集内容を保存します。

V. 当初信託財産の登録①

- 信託契約書に記載されている当初信託財産(又は、後から追加された追加信託財産)を登録します。
- 当初信託財産と追加信託財産は共に信託契約書に記載されている財産です。その後の取引により信託口座の残高が変わったり、対象財産が売却されても当初・追加信託財産一覧画面に表示される当初信託財産および追加信託財産は変更されません。

<委託者から受託者に対し財産を信託譲渡>



【貸借対照表】

単位:百万円

【資産】	【負債】
現預金+20	±0
不動産+20	【信託元本】
	+40

信託財産	定義	補足
当初信託財産	信託開始時(信託契約締結時)に信託契約書に基づき委託者が信託した財産。	財産は増加するが損益に影響なし
追加信託財産	信託期間中に(追加信託契約書に)基づき委託者が追加信託した財産。	財産は増加するが損益に影響なし
売買に伴う資産の異動	当初信託財産、追加信託財産を含む信託財産を売却して、代わりに別の財産を信託として取得すること。資産の異動であり、信託財産の合計額に変動はない。	(例1)当初信託財産(金銭)を支払って5百万円分の有価証券を購入。 (例2)当初信託財産(不動産)を10百万円で売却して換金し金銭を取得。

V. 当初信託財産の登録②

< 当初信託・追加信託財産一覧 画面 >

三井住友信託銀行 SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

トップ 基本情報 信託事務日誌 財産管理 報告書・帳票 ファイル検索

基本情報 契約書情報 信託関係人一覧 当初・追加信託財産一覧 信託契約書一覧 契約書情報履歴

連携されている口座はありません

当初・追加信託財産一覧

口座連携

一括のレポート出力

(赤字内)
信託契約書に記載され信託された当初
信託財産・追加信託財産の合計金額と種
別ごとの内訳

簿価合計
123,603,460,912 円

内訳
現預金 123,456,789,012 円
不動産 142,000,000 円
有価証券 1,671,900 円
その他 3,000,000 円

本画面は、委託
信託後の受託者
購入等した進捗

当初信託・追加信託財産の一覧(CSV)
をダウンロード

信託財産種別による絞り込み

信託財産種別全て表示

現預金 不動産 有価証券 その他

現預金 + 追加登録

信託財産種別	種別の補足	金融機関名	口座種別	登録状況	信託引当金額
現預金	手元現金	手元現金	手元現金	登録済	123,456,789,012

信託引当金額合計: 123,456,789,012

不動産 + 追加登録

信託財産種別	種別の補足	所在地	抵当権有無	契約書類	簿価
--------	-------	-----	-------	------	----

V. 当初信託財産の登録③

- この画面では信託契約に基づき委託者から受託者に信託された財産を、簿価で手入力し管理します。
- 信託契約に従い下記の手順で手入力(有価証券やその他財産についても同様に入力)します。
- ※当初・追加信託財産一覧画面はマネーフォワードAPI連携していません。

<当初信託・追加信託財産一覧 画面>

1 当初信託財産・追加信託財産の新規登録は「追加登録」を押下して仕訳登録用スライドインを表示し、入力します。

信託財産種別	種別の補足	金融機関名	口座種別	信託引受金額
現預金	信託口座	三井住友信託銀行	普通預金	32,000,000

信託引受金額合計 : 32,000,000

V. 当初信託財産の登録④

< 仕訳登録用スライドイン(当初信託・追加信託財産一覧 画面) >

The image shows a mobile application interface for registering initial trust property. It is divided into two main sections: a left sidebar for basic information and a right main area for document upload and registration details.

Callout 2: 登録編集スライドインの「仕訳」各項目を入力します。 (Enter each item in the 'Ledger' section of the registration/editing slide-in.)

Callout 3: アップロードボタン押下で関連する書類を添付ファイルとして登録します。 (Press the upload button to register related documents as attachments.)

Callout 4: 新規登録の場合も「登録・変更発生日」の入力が必要です。また、新規登録の場合、「契約情報の入力」のみ表示されます。入力後「登録」が押下可能となります。 (Even for new registration, input is required for 'Registration/Change Date'. For new registration, only 'Contract Information Input' is displayed. After input, 'Registration' becomes clickable.)

Additional Note: 備考欄は、適宜備忘の為にご利用ください (Please use the Remarks field for appropriate memoranda.)

Form Fields:

- 基本情報**
 - 信託財産種別: 現預金
 - 信託引受日: 2021/02/25
 - 信託財産種別の補足: 当初信託財産(受入)
 - 信託引受金額: ¥ 32,000,000
 - 金融機関名: 三井住友信託銀行
 - 金融機関支店名: センタービル支店
 - 口座種別: 信託口座
- 備考**
 - 入力してください
- 信託財産に係る契約書類等**
 - アップロード
- 登録・変更詳細**
 - 登録・変更発生日: 2021/02/25
 - 契約情報の入力
 - 選択してください
 - 登録

VI. 口座連携(入出金の管理の前に)

- トップ画面に表示されるリマインドから口座連携できます。信託口座等について下図の通りAPI連携を行います。

1 連携する金融機関を選択します

金融機関登録画面に遷移します

2 三井住友信託銀行と連携するを選択します

※口座連携後、バッチ処理で口座情報を更新しますが、月に1回はシステムを起動し、API連携状況を確認してください。
(API連携が失敗した場合などは、口座の異動から1か月を経過すると口座の異動データが取得できなくなる可能性があります。)

VII. 入出金の管理(取引の仕訳)①

- 入出金一覧画面で、連携された預金出金(購入資金)の記録を選択し、対応する不動産購入の仕訳として、不動産の代金や売買手数料等を登録すると信託財産が仮登録になります。
- 更に信託財産一覧画面で仮登録状態の不動産の詳細を登録することで本登録となり、登録が完了します。

<入出金一覧画面>

三井住友信託銀行
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

トップ 基本情報 信託事務日誌 財産管理 報告書・帳票 ファイル検索

財産管理

連携されている口座はありません

入出金一覧

新規登録

絞り込み 2023/10/08 ~ 2024/01/21 管理対象外を除く 仕訳未登録のみ 出金

1 「編集」ボタン押下で、仕訳登録用スライドインを表示し、入力します。

日付	内容	入出金	金額	金融機関	管理対象外	仕訳登録	添付ファイル
2024/01/10	###不動産売買	出金	-20,000,000	三井住友信託銀行センター...	<input type="checkbox"/>	未登録	

Ⅶ. 入出金の管理(取引の仕訳)②

<仕訳登録用スライドイン>

1 譲渡益の計算等、受益者の申告にかかる税金の算出等は本システムで正確な計算はできません。税理士等専門家のアドバイスを受けてください。

2 「売買」「不動産購入」を選択すると入力項目が変わり、不動産の登録が可能になります。

3 「事業用」「居宅用」で不動産の取得価額の考え方が変わります。
※【不動産の購入は、「事業用」「居宅用」で不動産の取得価額の考え方が変わります。】ご参照ください。

4 アップロードボタン押下で添付ファイルを登録します。

5 登録後、原則「信託財産情報を入力」を選択し、「信託財産一覧画面」で詳細を入力し本登録します。次の入出金を登録する場合は「入出金一覧へ戻る」を、事務日誌を記載する場合は「事務日誌を確認」を選択します。

矢印: 緩い曲線 単色塗り つぶし

各金額(赤枠内)は入力必須です。当該金額の支払いや入金が発生していない場合には0を入力します。

チェックした状態で登録すると、信託事務日誌が自動で登録されます。

検索
入力してください
入力してください

信託事務日誌を作成する

■ 添付ファイル

レシート等のアップロード

登録して入出金一覧へ戻る

登録して事務日誌を確認

登録して信託財産情報を入力

Ⅶ. 入出金の管理(取引の仕訳) ③

- 信託財産一覧画面で仮登録状態の不動産の詳細を登録することで本登録となり、登録が完了します。

< 信託財産一覧画面(購入不動産の詳細の登録) >

三井住友信託銀行

トップ 基本情報 信託事務日誌 財産管理 報告書・帳票 ファイル検索

連携されている口座 せん

口座連携

現金

現預金

信託財産種別	契約書種別	簿価
現金		123,456,789,012
簿価合計: 123,456,789,012		

不動産

信託財産種別	種別の種類	所在地	自備有無	契約書類	簿価
建物	アパート調 (賃貸…	東京都世田谷区松原1-2-X	なし		
土地	団地用マンション	千葉県千葉市美浜区海浜幕張…	なし		
土地	賃貸用ワンルーム…	東京都世田谷区松原3-2-*	なし		9,260,000
簿価合計: 86,800,000					

有価証券

信託財産種別	銘柄コード	銘柄名 (商品名)	保有数
--------	-------	-----------	-----

6 購入した不動産が仮登録のため、受託者が手入力で登録した簿価の合計値と、仕訳から算出された簿価の合計値が異なり「！」が表示されます。「！」にマウスを合わせるとメッセージが表示されます。

7 対象不動産の「編集」ボタン押下で、登録/編集スライドインを表示し、対応する信託財産(不動産)の詳細を登録します。

Ⅶ. 入出金の管理(取引の仕訳)④

<信託財産(不動産)の詳細登録/編集スライドイン>

8 信託不動産の詳細を登録します

仮登録されている場合は、信託財産種別を変更できません。

9 対象の不動産に負債がある場合はチェックすると負債エリアが開くので詳細を登録します。

10 このエリアはメモ帳(備忘録)であり、計算機能や入出金一覧との連動はありません。必要に応じてご利用ください。

11 信託財産(不動産)の登録の押下で本登録を完了します。

■ 基本情報

信託財産種別*
土地および建物

信託財産種別の補足
賃貸用ワンルームマンション

所在地*
 土地と建物の住所が同じ
東京都世田谷区松原3-2-X Wings A301

面積
50 m²

価格
土地* ¥ 10,540,000 建物* ¥ 9,260,000

抵当権の有無*
有

備考
入力してください

■ 負債

負債がある場合チェックボックス後、登録してください。

負債種別*
借入金

負債種別の補足
専属性ローン

借入先金融機関名*
三井住友信託銀行

借入先金融機関支店名*
センタービル支店
 支店が存在しない

負債額*
¥ 8,000,000

以下は、登録済みのメモ帳であり、毎月返済の返済額はありません。

当初利息 3 % 利息タイプ 固定

返済期間 10 年 返済方法 未選択

当初借入額 ¥ 8,000,000

当初借入日 2023/10/25

備考
入力してください

■ 信託財産に係る契約書類等

アップロード

登録

Ⅷ. 財産状況報告書(参考資料)の作成

- 受託者は法令上、管理する信託財産に関して、1年間の管理・運用結果を、受益者に提出するための貸借対照表、損益計算書、信託財産の明細、信託財産責任負担債務の明細等の報告書「財産状況報告書」を作成する義務があります。
- また、受託者は原則、「財産状況報告書」を受益者に報告しなければなりません(但し、信託行為により別段の定め可。)
- 本システムで出力できる書面はあくまで参考資料であり、法定書面としてそのまま提出頂けません。提出に当たっては場合は、本システム外の取引情報など、必要に応じて修正いただき信託受託者の責任で提出していただきます。

保存済みの年度の場合は「●」を表示します。

信託財産状況報告書データの帳票ダウンロード。

ダウンロード

自動集計

集計年度 2001年度* ● 保存日 2022/01/10

2001年度 (由 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 選択した年度のデータを集計して画面に表示します。

2 ボタン押下で、集計データを保存します。既に同じ集計期間で保存されている場合は、上書き保存してよいかポップアップで確認します。

保存済みの年度の場合のみ表示。

上書き保存

貸借対照表 (2022年12月31日時点)

貸借対照表エリア:
"n年12月31日時点"でのBS情報を表示します。

資産の部			負債の部		
大科目	科目	金額	大科目	科目	金額
流動資産	現金	1,234,567	負債	借入金	
	預金	1,234,567		敷金・保証金	
	有価証券	1,234,567		その他負債	1,234,567
	固定資産	1,234,567		負債計	1,234,567
	土地	1,234,567			
	建物	1,234,567		元本の部	
	固定資産計	1,234,567		信託元本	1,234,567
その他	その他資産	1,234,567		負債及び償還元本計	1,234,567
	その他資産計	1,234,567			
		1,234,567			

(中略)

IX. 信託の計算書(参考資料)の作成

- 受託者は法令上管理する信託財産について、税務署に「信託の計算書」を提出する義務があります。
- 本システムでは受託者が本システムで管理する信託財産の情報を集計した資料を提供しますが、簡易なシステムであり任意の入力もできますので受益者の税務申告等には活用いただけません。また、出力した帳票をそのまま提出することはできず、参考資料との位置付けです。受託者で改めて内容をご確認頂き法定書式に転記のうえご提出ください。
- 尚、参考資料の相違・システム障害等により発生した損害について当社は損害賠償責任を負いません。

三井住友信託銀行

トップ 基本情報 信託事務日誌 財産管理 報告書帳票 ファイル検索

報告書・帳票

財産状況報告書

計得意集計

受益者選調書一覧

信託の計算書一覧

入出金一覧

計算書集計データ

01) 税務署に提出する受益者別計算書・会計表の転記用の参考データを作成するためのデータ集計です。本画面の出力範囲は法定範囲ではありませんので、税務署に受益者別計算書・会計表を提出する際
には必ず本画面の出力範囲と一致するようにしてください。また、信託財産が複数の信託財産に分散している場合は、本システムに入力しない限り、転記用の参考データ
は作成されません。必要に応じてお客様ご自身の手で手帳正をお願いいたします。本シ
ステムで集計した参考データの正確性等に起因してお客様に損害が生じた場合でも、弊社は一切責任を負いません。

02) 信託の計算書のうち、以下の対象外項目については本システムでのデータ集計の対象外となりますので、該当があればお客様ご自身にて税務署所定の書面に記入ください。また、記入の仕方につ
いては、税務署又は税理士等の専門家にご相談ください。

対象外項目: 「受益者等の異動」、「受益者等に交付した利益の内訳」

信託の計算書

集計年度 2021年度 保存日 2022/01/10

2021年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

保存済みの年度の場合のみ表示。

税託財産状況報告書データの帳票ダウンロード。ダウンロード時、PDFまたはExcelファイルを選択。

ダウンロード 自動集計 上書き保存

1 選択した年度のデータを集計して画面に表示します。

2 ボタン押下で、集計データを保存します。既に同じ集計期間で保存されている場合は、上書き保存してよいかポップアップで確認します。

受益者別計算書作成に必要な情報

信託関係人

■ 受益者 1

信託財産に課せられる収益及び費用の受益者等	住所(居所)または所在地	東京都×区品川区××9-999
	氏名または名称	山田×男
	住所(居所)または所在地	東京都×区品川区××9-999

(中略)

X. お願い 信託口座の開設について

「信託の蔵人(クラウド)」WEBサイト

このWebサイトでは、民事信託サポートシステム「信託の蔵人(クラウド)」のご紹介のほか、アカウント発行後のログイン方法、スタートアップガイドなどをご紹介しております。
このWebサイトへのアクセスは、下記、URL・QRコードからWEBサイトにアクセスいただくか、当社HPで検索ワード「TRCL」を入力し検索してください(下図)。

「信託の蔵人(クラウド)」WEBサイトURL

<https://www.smtb.jp/personal/entrustment/civil/trust-cloud>

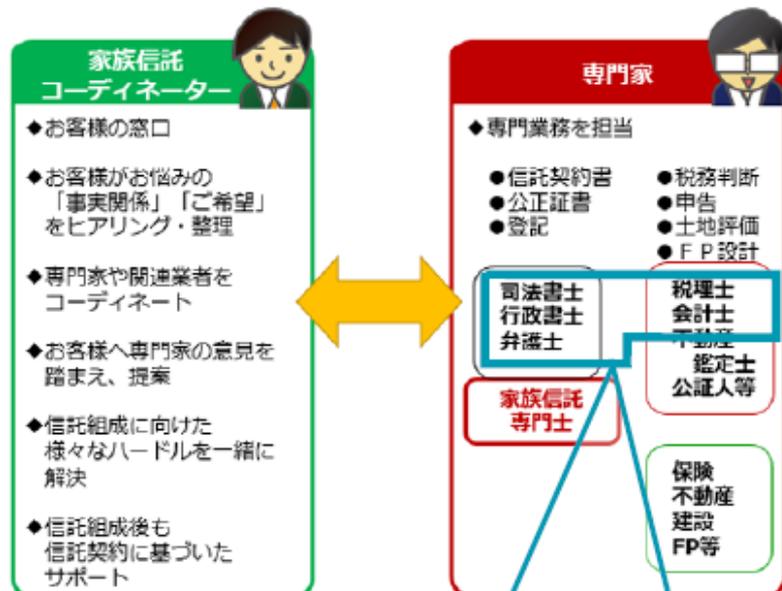
「信託の蔵人(クラウド)」
WEBサイトQRコード



ここで「TRCL」を入力し検索



【お願い】信託口座の開設について



出典: 家族信託普及協会HP: <https://kazokushintaku.org/professional/>

当社の信託口座開設に際しては、当社が商品・サービス等の提供において問題がないか等を判断させていただくため、信託契約書(案文)を事前に確認させていただいております。
このため、信託口座の開設のご相談・事前確認のご依頼は、専門職(弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士)を通じてのみ受付しております。
専門職の方より口座開設を希望される当社全国本支店の「財務コンサルタント」あてに事前のご相談をいただきます。(あらかじめご来店の日程等の調整のため、財務コンサルタントあてにお電話にてお問い合わせください。)

休憩

(14 : 45~14 : 55)

Ⅲ：公証人からみた家族信託の “常識と非常識”

千葉公証役場 公証人
小宮山 茂樹 様

本日のテーマは2つ

**1) 家族信託に係る専門家が“常識として”知っておくべき
「6つの裁判例」**

**2) 公証人からみた、信託に係る専門家の“常識と非常識”
～公証役場と上手く連携するために～**

1) 家族信託に係る専門家が常識として“知っておくべき「7つの裁判例」

家族信託で最も大切なこと＝強靱な信頼関係（信任関係）

最近の家族信託裁判例から、“専門家”が心すべき留意点

- 「受託者の権限は強い」
 - ⇒ 「受託者解任制限条項は強い」
 - ⇒ 「受託者の裁量権は広い」

- 「士業者の責任は重い！」
 - ⇒ 生半可な知識で信託を勧めるな

- 遺留分と信託
 - 「遺留分制度を潜脱する信託は無効」
 - 「遺留分は生命保険には及ばない」
 - ～バランスのとれた信託組成を（何事もやりすぎは禁物）

- 黙示の信託契約が「擬制」されることもある

1) 家族信託に係る専門家が常識として”知っておくべき「7つの裁判例」

① H31.1.25
カジノ

⑤ H30.9.12
潜脱

② H30.10.23
解約

④ R3.9.17
士業

⑦ H14.1.17
黙示

③ R4.3.23
裁量

⑥ H16.10.29
保険

● 家族信託で最も大切なこと = 強靱な信頼関係 (信任関係)

中世のイギリスにて



①H31.1.25
カジノ

●「受託者の権限は強い」裁判例①⇒議決権信託（争うための信託）

*東京地判平成31年1月25日（D1-law.com判例体系）

係争型信託

上場会社の支配会社の株式シェアを巡る争い。

- ・登場人物は、昭和17年生まれの父（46%）パチスロメーカー創業者：カジノ王
昭和42年生まれの兄（44%）（受託者）
昭和44年生まれの妹（10%）（委託者）
- ・妹は兄との間で信託契約を締結。信託財産は「支配会社の株式」とし公正証書化
- ・信託目的は、支配会社の価値の毀損を防止し、利益の最大化を図ること
- ・**信託期間中（30年間）は信託を終了できないし、受託者を解任できない**
- ・帰属権利者は妹

実質は、父と兄との間の争い。

- ・妹は、父親からの執拗な要請に屈し、この信託契約の無効を申し立てた
- ・兄は、妹（実質的には父）を相手に信託契約の有効の確認を求めて提訴（信託契約有効確認）
- ・妹（実質は父）は、信託契約の内容、意味、目的を理解せず締結したため、錯誤による無効を主張
- ・しかし、東京地裁は、この信託契約は有効であると判断

⇒公正証書で作成した契約の効力は強い

⇒兄の作戦勝ち

⇒やはり受託者は強い

②H30.10.23

解約

● 「受託者の権限は強い」裁判例②⇒解約制限信託

*東京地判平成30年10月23日（金法2122号78頁）

デフォルト条項
排除信託

当初は円満な家族関係であった。

- ・登場人物は、
昭和11年生まれの父（委託者・受益者）と昭和40年生まれの二男（受託者）
 - ・信託目的は、受益者の生活・介護、借入金の返済、納税、資産の円滑な承継
 - ・信託財産は、8階建ビル、ラーメン店の敷地、その他の土地とし、公正証書化
 - ・信託終了事由は「父の死亡」と「信託財産の消滅」と「合意終了」のみ（その他信託法164条の解約事由はなし）
 - ・**信託変更（終了）は、「受益者と受託者の合意」が必要**
 - ・帰属権利者は受託者である二男
-
- ・信託土地を敷地にビルを建築しようと金融機関から億単位の金員を借り入れようとしたが、金融機関は、二男に連帯保証人になるよう要請。この時は二男もOKの意向であった

その後、二男と父は大喧嘩

- ・二男は連帯保証人となることを拒否⇒融資は流れる⇒ビル建築の構想は挫折
 - ・父は、信託を解約しようとして、父と二男間で訴訟に発展
-
- ・東京地裁は、**父による信託の解約は無効**であるとして請求棄却。その理由は、
⇒本来、信託法164条1項は、委託者兼受益者は、いつでも信託を終了できると規定しているが本件信託契約では別段の定めがあり、**受益者と受託者の合意が終了事由と定めてあり、解約制限**がついている。⇒委託者兼受益者の一存では信託の終了はできない

③R4.3.23
裁量

裁量信託

● 「受託者の権限は強い」裁判例③⇒裁量信託

*さいたま地裁越谷支判令和4年3月23日（一部認容、ウエストロージャパン）
⇒その後、東京高裁で取消し（棄却）

そもそもは障がいを持つ姉を支える信託であった。

- ・登場人物は、
委託者：母、受託者：妹、受益者：姉（障害等級2級）
- ・信託財産は、賃貸用不動産とし、公正証書化
- ・受託者：妹は、受益者：姉に「賃料収入」を交付しなかった
- ・姉（代理人弁護士）は、妹を被告として、信託終了確認（信託解除）と、受益債権として、賃料から経費を控除したうちの半分の半を支払うよう求め、信託終了の確認も求めた
- ・越谷支部は、姉の請求を認容した。**裁量はあるとしても、信託の趣旨に照らし、賃料の2分の1は支払うべきである**として、姉の請求を一部認容し信託終了も認めた
- ・控訴審（**東京高裁令和5年2月8日判決**）は、信託終了は認めた
- ・他方、賃料の2分の1の請求権を有するとは解し難い
- ・姉の生活費をいつ、いくらを支払うかは、**受託者である妹の裁量**に委ねられるとして、越谷支部の判決を取り消した。信託終了部分は控訴棄却
- ・信託の本質は信頼関係にあり、**受託者に裏切られたとしても、法的救済には限度がある**（高裁判決）
- ・受益者にできるのは、信託を終了させるとか、受託者を解任するという程度で、受託者から「不当利得分」を取り戻すことは困難である。⇒**受託者の裁量権は広い**

④R3.9.17

士業

●「士業の責任は重い！」裁判例④

*東京地裁令和3年9月17日（家庭の法と裁判35号134頁）

- ・信託に詳しくない司法書士が、**案文の作成、信託口座の開設（信託内借入も可能なもの）**を依頼された。その司法書士は、公正証書を作成したが「委託者代理人」（普通は代理人ではしない）で作成（作成依頼を請けた公証人も問題あり）。
- ・信託を少しかじった者であれば、「信託口座の開設は簡単ではない」と知っていた。金融機関の事前審査があるので、それが通った後に、公正証書化するのは常識であるし、委託者が公証役場に来られないときは、公証人に出張してもらって作成するのも常識であった。
- ・本件では、複数の金融機関に打診するも、**信託口座の開設を拒否**された。
- ・依頼者は、別の弁護士に頼んで、信託口座の開設可能な信託契約書を作成してもらった。
- ・依頼者において、当初作成依頼した司法書士を相手に費用（約200万円）の弁償を求めたが拒否された。そこで、損害賠償請求を提訴した。（。。。普通は弁償に応ずるのではないか？。。。）
- ・信託に精通していない士業者が、信託の専門家を装い、顧客に信託口座の開設を約束し、信託内貸付もできるなど甘言を言って、信託の組成を行い、組成報酬額200万円を受け取った。
- ・しかし、実際には、信託口座の開設ができず、信託内借入もできなかつた。東京地裁は、**士業者としては、信託口座の開設ができないことや信託内借入ができない可能性もあるなどリスクを事前に顧客に伝えるべき**であったとして、報酬額の返還を認めた。

⑤H30.9.12
潜脱

● 「遺留分制度を潜脱する信託は無効」裁判例⑤（その1）

*東京地裁平成30年9月12日（金融法務事情2104号78頁）

- ・登場人物は、
父親：委託者と二男（受託者）（「父親、二男、長女、二男の子」vs「長男」）
 - ・がんで余命宣告を受けていた父親は、**親不孝な長男には先祖代々の遺産（収益不動産）を引き継がせず**、二男から二男の子（孫）又は長女にこの財産を引き継がせたかった
 - ・他方、長男は、父親の遺産に期待していた
 - ・大手信託銀行に相談したが、遺留分を侵害するような信託の依頼を拒絶された
 - ・父親や二男に協力的な長女は、「知り合いの司法書士」に相談
-
- ・信託契約（遺言代用信託・跡継ぎ遺贈型の受益者連続型信託）
 - ・信託財産は、収益不動産と自宅不動産とし、公証役場の宣誓認証付私文書で作成
 - ・委託者兼当初受託者は父親、二次受益者は、二男が6分の4、長男が6分の1、長女が6分の1
 - ・三次受益者が二男の子で受益権全部を取得（尚、長女（子はいない）は異存がなかった。）
 - ・長男は受益権の買取りを他の受益者に求めることができるが、**その価額は固定資産税評価額とする**
 - ・二男に自宅不動産の終生無償使用権を認める（長男のメリットは収益不動産からの賃料のみ）
 - ・死因贈与契約（二男に6分の4、長女に6分の1）（長男には残6分の1）
（その余の財産については、二男に3分の2、長女に3分の1）
 - ・長男の遺留分請求には応じる

⑤H30.9.12
潜脱

●「遺留分制度を潜脱する信託は無効」裁判例⑤（その2）

*東京地裁平成30年9月12日（金融法務事情2104号78頁）

- ・間もなく、父親（委託者）は死亡
- ・受託者である二男は、直ちに受益権を二男6分の4、長女6分の1、長男6分の1とする信託登記
- ・長男は、訴訟を提起。父親が締結した信託契約と死因贈与契約の無効を主張

- ・平成30年9月12日、東京地裁判決
- ・信託契約のうち、自宅不動産部分は、事実上長男の遺留分を侵害する目的で作成されたもので、公序良俗に反して無効
⇒確かに、形式的には6分の1の遺留分を保証しているように見える。
しかし実質は、①長男死亡後は、二男の子に受益権は移る、②自宅不動産に賃料は発生せず、収益が見込めない、③受益権買取価額が時価ではなく固定資産税評価証明という低価額であり、長男に不利であり、その部分の長男の遺留分が保障されていない。死因贈与契約は有効であるが遺留分侵害額相当は支払うべきである。
- ・双方が控訴した。東京高裁で和解が成立⇒「6分の1の不動産の時価相当額を長男に支払う」

控訴審で和解成立

9.12判決は、露骨な遺留分侵害目的はダメと言っているだけ。遺留分に少しでも抵触してはダメと言っているわけではない。例えば、買取価額が時価であったならば、有効とされた可能性大。

⑥ H16.10.29

保険

● 「遺留分は生命保険には及ばない」裁判例⑥

* 最高裁平成14年11月5日判決判タ1108号300頁（平成14年判決）

* 最高裁平成16年10月29日決定判タ1173号199頁（平成16年決定）

- ・ H14判決:死亡保険金請求権は、保険金受取人が自己の「固有の権利」として取得するものであって、保険契約者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではない。
- ・ H16判決:養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した**死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらない**と解するのが相当である。（⇒**原則、遺留分対象財産ではない。**）
- ・ もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる**不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情**が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は**特別受益に準じて持戻しの対象となる**と解するのが相当である（⇐何事もやりすぎはダメ）。
- ・ 上記特段の事情の有無については、①保険金の額、②この額の遺産の総額に対する比率のほか、③同居の有無、④被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、⑤各相続人の生活実態等の**諸般の事情を総合考慮**して判断すべき（⇒**不公平が著しい場合は、遺留分対象財産になる。**）

⑦H14.1.17

黙示

●「黙示の信託契約が「擬制」されることもある」裁判例⑦

*最高裁平成14年1月17日判決民集第56巻1号20頁

- ・ 注文者（愛知県）は、請負人・建設会社に請負代金を前払（前払金専用の預金債権）した。
- ・ 明文の信託契約書は交わされていない。
- ・ その後、請負人の建設会社は資金繰りが苦しく工事不能になり、請負契約が解除。
- ・ 愛知県は、前払した請負代金の返還を求めて、破産財団（破産管財人）を提訴した。
- ・ 破産財団は、破産債権者全員に配当されるべき資産だと主張して争った。

- ・ 裁判所は、注文者（県）を委託者兼受益者、請負人（建設会社⇒破産財団）を受託者とする信託契約を認め、前払金が信託財産であるとして、これを破産財団に組み込まず、注文者（県）に返還すべきであるとした。

- ・ この信託では、受益者を愛知県とするのが自然。その上で、工事が進捗すればその部分だけ破産財団への返還金が少なくなるという意味で県は担保的意味を有する受益者である。

- ・ 日常的な関係でも、紛争の妥当な解決に資する場合は、黙示的信託契約と解釈することがある

例えば、死後事務委任契約の「預かり金」は隠れた信託（財産）契約

それぞれの裁判例の「重要度」とまとめ

- ①東京地判平成31年1月25日（D1-law.com判例体系）（係争目的の信託契約） **c**
- ②東京地判平成30年10月23日金法2122号78頁（解約制限付信託契約） **b+**
- ③さいたま地裁越谷支判令和4年3月23日（一部認容、ウエストロージャパン）
⇒その後、令和6年2月8日東京高裁で取消し（棄却）（裁量信託・受託者の裁量権は強い） **b**
- ④東京地判令和3年9月17日（家庭の法と裁判35号134頁）（士業者の責任は重い） **b**
- ⑤東京地判平成30年9月12日（金融法務事情2104号78頁）（遺留分潜脱信託は無効） **a**
- ⑥最判平成14年11月5日判タ1108号300頁 **b**
- ⑥最決平成16年10月29日判タ1173号199頁（保険は原則遺留分の対象外） **a**
- ⑦最判平成14年1月17日民集第56巻1号20頁（黙示の信託契約） **b**

- ・ **受託者は強い**
- ・ 信託契約の解約制限を付されると受託者を**解任できない**
- ・ 受託者の**裁量権は広い**ので、受益者保護は**受託者次第**
- ・ **士業の責任は重い**
- ・ **遺留分を潜脱する目的**での信託契約は許されないが、保険契約では、ある程度まで**遺留分を回避**できる
- ・ 事案の妥当な解決のために、**黙示の信託契約**を認定される場合もある

2) 公証人からみた、信託に係る専門家の“常識と非常識” ～公証役場と上手く連携するために～

1. ありがたい士業者とは？
2. 困った士業者とは？
3. 公証人と上手く付き合うために

1. ありがたい士業者とは？

(1)公証人や公証役場の実務や心情を考慮してくれる士業者

⇒相手の立場に立って物事を考えてくれる人（誰からもありがたがられる）

⇒「他罰的態度」か「自罰的態度」か

①公証人が失敗しても、その原因を自らに求める士業者

⇒心理的な痛みから公証人が解放される（公証人は意外に気が弱い）

②公用文表記を気遣ってくれる士業者

⇒公証人全員が公用文表記に精通しているわけではないが、分かる人には分かる

③印刷書式を公正証書の書式に合わせて、士業者側の案文も行数や印刷書式をワード書式で送信してくれる士業者

⇒まれにエクセル書式やPDFで送信されることがあるが、これだと変換する際に誤字等が発生するので、できればワードファイルでお願いしたい

⇒とりわけ、本年10月から電子公正証書が開始されると、その最終案文はワードしか受け付けない

⇒公証役場から案文が送信された後は、同じファイル形式で公証役場とやり取りをしてけると有難い

1. ありがたい士業者とは？

④資料を1つのPDFファイルにまとめてくれる士業者

⇒各資料が別々のPDFファイルだと、ファイル数が数十にのぼることがあり、印刷するだけで長時間を要する場合がある

⇒ファイルごとに名前を付することができるメリットは分かるが、送付ファイルの名前を一覧にした目次があるとチェックできる

⑤簡略なパスワードでファイルを送ってくれる士業者

⇒難しいパスワードだと、「開けることができない」又は「開けるだけで長時間」を費やしてしまう

⇒士業者によって様々な形式があり、多忙な公証役場にとって30分でも致命的

⇒開けられずに士業者に電話連絡をせざるを得ない場合もある

⇒開けにくいファイルだと、処理が後回しにされることもあり得る

(2)出張の場合、出張場所の詳細住所、公証役場からの交通手段（参考までに運賃も）を教示いただく士業者

⇒または、自動車などで送迎してもらえると、出張での行き違いが起こらないため、安心できる

(3)当事者との間で当日の準備やシュミレーションができている士業者

⇒実印や有効な印鑑登録証明書の用意、当日公証人からの質問内容などを事前に確認しておくなど

⇒当事者（委託者、受託者）が信託契約の意味を理解していない場合がある。概要だけでも理解させておいて欲しい

2. 困った士業者とは？

(1) 「信頼関係のない家族」に信託契約を勧めてしまっている士業者

①受託者が家族信託には「信頼関係」（信認関係）が必要であることを当事者に理解させていない

②受託者には重い責任があるのに、それを十分に理解させていない

⇒様々な義務が発生するのに説明しておらず、契約の場で憤慨する当事者もいる

③紛争案件なのに、信託契約を勧めている

⇒最悪の場合訴訟になる

⇒やむを得ず紛争案件で信託を組成する場合は、信託に強い弁護士の関与が必要（訴訟になった場合のシュミレーション（委託者の心変わりなど最悪の場合を想定）をしながら契約条項を検討する

⇒本来、家族信託としては回避すべきケース（「裁判例①カジノ」はその例）

(2) 信託契約の知識がなさすぎる士業者

⇒覚えるべき信託の基本知識を知らない（東京地判令和3年9月17日はその典型）

⇒信託の怖さを知らなすぎる

⇒条文作成を公証人に丸投げする（後述）

⇒スキーム組成だけではなく、信託口座開設、信託登記、信託管理、信託支援が大切であることの認識がない（公正証書作成後に士業者と当事者の信頼関係が始まる）

⇒あまりにも独自すぎる信託案文

⇒独自であるのは構わないが、ほかの信託案文例を知らないのは問題

⇒自分のノウハウを相対化できない

⇒他者が作成した契約書と比べて長所は何か、弱点は何かを説明できるようにしておくこと

2. 困った士業者とは？

(3)公証人の親切心・便宜に付け込む士業者（依存心が強すぎる士業者）

①なるべく労力を節約しようとする

- ⇒例えば、親族全員の戸籍までは、今回は必要ない旨伝え、次回から手を抜こうとして、「受遺者の生年月日は必要でしょうか？」などと言ってくる（かまぼこ式交渉術）
- ⇒必要最低限の情報すら省略しようとする姿勢。「能力の問題」というよりも「姿勢の問題」
- ⇒仮に、当事者の基本資料すら揃えられないのであれば、専門家以前の問題である

②公正証書の案文の全てを公証役場に丸投げする士業者

- ⇒信託契約は、当事者の家庭環境や要望によって異なるはずで、それは公証人は把握できない
- ⇒任意後見契約は定型案文が用意してあるが、信託契約の定型案文は用意していない

⇒公証役場が、必ず当事者に案文を書いてもらう理由は何か？

- ⇒信託契約は、士業者や当事者に「個別にニーズを把握する能力」を求めている。
- ⇒「当事者の家のおいを嗅げ！」「隠れたニーズを掘り起こす能力」が必要
- ⇒信託契約が妥当であるとは限らない
- ⇒その他の終活方法が妥当な場合、人間関係の調整の方が妥当である場合もある

⇒当事者の中に入っていける士業者でなければ解決できない問題がある

⇒公証役場に丸投げするような士業者は、信託業務から撤退すべき

2. 困った士業者とは？

(4)公証役場を下請け業者のように扱う士業者（態度がでかすぎる士業者）

①業務を請けてくれるのが当たり前と思っている

（仕事をくれてやると言わんばかりの士業者もいる）

⇒東京の士業者に多い

東京には公証役場が50か所あり、公証役場同士の競争も激しい+日公連幹部がおり公証人の監視の目も厳しいが故か、多少、士業者が態度が悪くても許される？

（逆に大阪の場合、いくら働いても大阪内で公証人の報酬が全く同じ（完全平等分配）

⇒当事者が来てくれないとラッキー

（東京の士業者が東京都内と同じ態度を信託契約でとったらどうなる？）

⇒信託契約は、周知のとおり、公証役場内では最も嫌われる案件

⇒公証人が拒否する裏技がある（ヒント・信託契約の登場人物）

②必要書類を揃えないで日程だけおさえようとする士業者

⇒やむを得ない面もあるが、日程だけおさえて案文や必要書類の提出が遅れるケースもある

（それを当事者が遅いと言い訳する士業者も多い）

⇒公証人の検討遅れの原因となる場合もある

⇒ただし、実績のある士業者、信頼のある士業者はこの方法が許される

（裏切ると、次回からは、資料と案文をそろえてから期日を決めるようにいわれてしまう）

③案文完成後に何回も修正をかけてくる士業者（公証人は2度手間、3度手間になる）

⇒ファイルを探す手間、思い出す手間を考えると、軽い修正でも「0.5件分の重み」がある

⇒修正があるとしても五月雨的な出し方は公証役場に何倍もの負担を掛けることになる

3. 公証人と上手く付き合うために（公証役場の立場から）

困った公証人（遅い・怖い・意地が悪い）も確かに居る（公証人側の質に問題が無いとは言えないが）

(1)遅い場合：（他の案件で多忙）（恒常的に事件が多い）（単に怠惰）

①返信がない⇒メールの見落としもあり得るので、場合によって書記に電話確認

②案文が遅い⇒メールの見落とし以外に、必要な書類が揃っていない場合や行き違いもある

⇒必要書類が足りているかメールや電話で確認

なかには難しい案件・前例のない案件、経験のない案件もある

⇒「こちらでお手伝いできそうなことがあればおっしゃってください」などと言ってもらえると助かる場合がある

③予約が入らない⇒別の公証役場を探す方が早い場合もある

(2)怖い場合：

①当事者を怒鳴る⇒単に威張りたいだけの人もある

⇒当事者が怖そうだと怒鳴らない「気の弱い」公証人も…

②士業者を怒る⇒士業者が「筋論」で反撃されると弱いこともある

⇒相手を見て「もの」をいう人も…

⇒「怒鳴っている」のではなく「叱っている」

⇒士業者側に手落ちがある場合もある⇒率直に反省する姿勢も大切

③見た目が怖い⇒「やむを得ない」

⇒話してみると普通の場合が多い

⇒子どもに話しかける公証人、日常会話から始める公証人はおおむね大丈夫

3. 公証人と上手く付き合うために（公証役場の立場から）

困った公証人（遅い・怖い・意地が悪い）も確かに居る（公証人側の質に問題が無いとは言えないが）

(3)意地が悪い場合：

- ①当事者を困らせる⇒まれに「人を困らせること」が趣味の人もいる
- ②特定の説に固執⇒必ず「受益者代理人」を入れたがるなど
- ③誤りを認めない⇒人間の「性（さが）」でもあるが…
⇒「誤り」や「訂正」を素直に認める人は大切に扱うことも大切
- ④柔軟性がない⇒誤記証明書の発行の幅
⇒当事者の意思能力への判断など、公証人によって幅があることも事実
⇒遠距離であっても柔軟性がある公証人を大切に

(4)ただし、「依頼者の囑託を断ること」も公証人の役割

- 誤った公正証書を作成しないことも公証人の重要な仕事の一つ
⇒「ものわがりの良い公証人＝良い公証人」というわけではないことに注意が必要

(5)困った公証人を回避する、又は対処できるノウハウを共有することも有用？

- ⇒公証人情報（プラス情報、マイナス情報）の共有化は大切かもしれない
（オープン化できない事情も含め本音の情報の有用性←これには相互の信頼関係が必須）

<MEMO>



家族信託普及協会クレド(「約束」)

私たちは、肩書や保有資格に関わらず、家族信託制度を真摯に学ぶことを通じて、お客様の相続や資産管理に関する問題を解決するプロフェッショナルたろうと考えています。

私たちが考えるプロフェッショナルとは、

- ・お客様のお話を傾聴し、その想いを正確に受け止めること
- ・分かりやすい言葉で、お客様が理解・納得できるような説明・打合せができること
- ・私たちと接して下さったお客様には、必ず安心して笑顔を持ち帰っていただくこと
- ・自分がプロとして未完成であることを率直に認め、謙虚な気持ちで学び続けること
- ・全ての出会いが「学ぶ機会」であると意識すること
- ・自分が発した言葉、書いた文章に責任を持つこと
- ・「信頼」こそが私たちの財産であり、約束は必ず守ること

ができる人であると考えており、私たちはそのための努力を怠りません。

私たちは、今日よりも明日、今年よりも来年、より質の高いサービスを提供できるようになれる自分に、誇りを持っています。

お客様が私にお話しいただいた内容は、お客様の問題解決のためだけに使用し、私自らの営業活動のためには決して使用しません。

行動指針

1. 誰に対しても丁寧に礼儀を忘れることなく傾聴し、相手の真意・想いをきちんと受け止めます
2. 難解な法律用語を避け、誰でも理解・納得できる平易な言葉を使うように心がけます
3. 委託者の想いをないがしろにし、一部の者に利益誘導するような意図のある依頼は受任しません
4. 依頼人は、委託者の家族・親族全員であることを認識し、「依頼人の課題解決」に最善を尽くします
5. 報酬基準の明示と概算見積(総費用)の事前提示を徹底し、依頼人に安心・納得いただきます
6. 虚偽の実績を誇示すること(誇大広告)、著しく安い報酬を提示すること(不当廉価)、家族信託なら「暦年贈与ができる」「節税できる」など誤解を招く謳い文句で説明すること(不当誘致)はしません
7. 違法・脱法行為を意図した依頼、またそれらの行為の手助けとなり得る依頼には一切関与しません
8. 自分の専門外の分野は、当該分野の専門職を紹介できるネットワークを構築し、チームとしてコンサルティングサービスを提供します
9. 「無知は罪悪」であることを忘れず、関連する法規及びそれらの関係税法に関する解釈・法改正・判例・通達・実務的運用について学び続け、情報収集を怠りません
10. 未完成な自分を常に自覚し、知識・コミュニケーション力・コンサルティング力の向上に取り組みます

信託設計における基本姿勢

1. 直接委託者から想いや希望を伺っているか
2. 家族全員が参加をする「家族会議」に同席することを前提に、家族の想いや希望も踏まえた施策を検討・実行することについて、委託者及びその家族全員の合意は得られているか
3. 将来リスク(資産凍結、争族、税務、家族構成・社会の変化)を考慮・説明したか
4. 家族信託以外の施策についてもメリット・デメリットを比較検討・説明したか
5. 家族信託と遺言・任意後見等の併用策について検討・説明をしたか
6. 信託の設計や信託契約書の内容について第三者の確認を得たか(セカンドオピニオンをもらったか)
7. 不測の事態が生じて、契約の変更・終了を含め対応可能な備えができていないか
8. 信託契約書の各条文の内容、条文を置く意味を依頼人家族及び第三者に説明できるか
9. 依頼内容に関する総費用につき事前見積をし、納得して依頼をもらったか
10. 専門職間で共同受任する際の報酬のシェアについて、事前に明朗な取り決めをしたか
11. 「信託組成はゴールではなくスタートである」という認識の下、信託組成後の実務及び定期的なフォロー体制について、委託者・受託者及びその家族に説明をし安心してもらえたか
12. 定期的な家族会議の開催を促し、必要に応じていつでもそこに同席することを説明したか